

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第5号）

件名 地域警察の運営に関する公文書の非開示決定処分に対する審査請求の件  
開示請求年月日 平成15年 5月12日  
実施機関の決定日 平成15年 5月14日  
実施機関（担当課） 警察本部長（生活安全部地域課）  
決定内容 非開示決定  
非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）附則第2項第2号  
審査請求年月日 平成15年 5月23日  
異議申立ての内容 非開示決定処分の取り消しを求める  
諮問年月日 平成15年 6月 4日  
答申年月日 平成16年12月24日  
争点

本件公文書が条例施行日前に取得し、又は作成されたものであるかどうか、また、条例の趣旨等に照らし、非開示決定処分が妥当かどうか。

### 審査会の判断

#### <結論>

富山県警察本部長は、「富山県警察における巡回連絡の実施基準が分かる文書」を開示することが適当である。

#### <理由>

##### 条例附則第2項の該当性及び非開示決定の妥当性の検討について

本審査会において本件公文書の提出を諮問実施機関から受けて確認したところ、本件公文書はいずれも、平成14年4月1日前に作成され又は取得された公文書と認められ、条例を形式的に解釈すると条例附則第2項第2号の公文書に該当するものと考えられる。

しかしながら、本件公文書は、訓令等として現在も効力を持ち、富山県警察の地域警察の組織、任務、勤務制、活動等の必要事項について規定し、日々の地域警察の運営を規律しているものである。

訓令等については、富山県警察においても県警察が保有する訓令等を積極的に公表し、県民の理解と協力のもとに警察行政を円滑に運営することを目的として「富山県警察の訓令等の公表について（例規通達）」を策定し、その中で、県警察の施策を示すものであって県民生活に直接かかわる警察活動に関する訓令等や県民の関心が高い訓令等は、平成14年3月31日以前に制定されたものであっても効力を有する場合には公表するよう努めるものとする旨規定しているところ、本件公文書はこの例規通達でいう公表する訓令等に該当するものと思われる。

また、本審査会が実施機関に対し、本件公文書を公にすることによる具体的な支障はあるのか確認したところ、「仮に条例の施行日以後に本件対象公文書が作成されていた場合には、条例第

7 条各号に規定する非開示情報に該当する記録はなされていないものと判断することになる。」旨の回答を得ている。

以上のように、本件公文書が現在もなお効力を有しており、日々の地域警察の運営について規律していること、実施機関が自ら定める公表基準に照らしても公表すべきものと考えられることという特殊な事情があり、さらに、仮に条例の施行日以後に本件公文書が作成されていた場合には条例第7条各号に規定する非開示情報を含んでいないと実施機関において判断していることを考慮すると、本件公文書は、開示することが適当である。

(参考) 条例附則第2項

(経過措置)

2 次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) 施行日前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し、又は取得した公文書